

ポール取付処置を受けた学生へのペナルティについて（通知）

「悪質な駐車違反」に対しては、全学的には懲戒処分を含む厳しい対応で臨んでいるところですが、理工学域・自然科学研究科としても駐車違反でポール取付処置を受けた学生に対して、下記のようなペナルティを課すこととします。

については、キャンパス交通ルールを守り、安全の確保、教育研究環境の保全のため、節度ある行動をしてください。

記

- (1) 自動車にポール取付処置を受けた学生は次の1学期間、駐車許可証発行を認めない。
- (2) 既に駐車許可を受けている場合には、(1)に加えて交付済みの駐車許可証の回収も行う。その場合、原則として臨時駐車許可証の発行は認めない。
- (3) 本ペナルティ規定は、バイク・原付にポールが取り付けられた場合も同様とする。

以上